



「自転車安全利用五則」を守りましょう！

《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



令和5年4月1日から、道路交通法の改正により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化となりました。

事故や転倒した際、頭部への被害軽減のため、必ずヘルメットを着用しましょう！

《自転車の交通違反の罰則強化について》

令和6年11月道路交通法が改正され、自転車が交通違反をした場合の罰則が強化されました。

酒気帯び運転の禁止

- 酒酔い運転：5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転：3年以下の懲役または50万円以下の罰金

携帯電話使用等の禁止

- 走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視するもの
- 携帯電話使用等：6月以下の懲役または10万円以下の罰金



自転車運転者講習制度について

14歳以上の自転車運転者が、危険な違反行為で3年以内に2回以上検挙された場合や、危険な違反行為を原因とする交通事故を起こした場合に、下記の自転車運転者講習の受講が命じられます

- 受講対象となる危険行為
信号無視、通行禁止違反、一時停止違反、酒気帯び運転など16種類
 - 講習時間、手数料
講習時間：3時間
講習手数料：6,150円
 - 講習内容
 - ・ 運転者としての資質向上に関すること
 - ・ 自転車運転の必要な適性に関すること
 - ・ 道路交通の現状及び交通事故の実態に関すること
 - ・ その他自転車の運転について必要な知識に関すること
- 受講命令に違反した場合は、5万円以下の罰金が科されます。

